

様式第二十九（第三十二条関係）

（表）

		第 号		
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第31条第2項の規定 による身分証明書				
写 真	職名及び氏名		年 月 日生	
			年 月 日発行	
内 閣 総 理 大 臣				

（裏）

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律抜粋
第31条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
一・二 （略）
三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
四 （略）